平成２４年（フ）第８号
静岡県掛川市南２丁目16番８号　サウススステーション305
破産者　松本恭太郎
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１４０６号
愛知県知多郡武豊町字若宮38番地
破産者　清水　克己
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６７０号
愛知県日進市岩崎台２丁目906番地　タウニー信栄２―101
破産者　岡田　彰史
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０３０号
名古屋市南区大堀町13番25号　リフィア桜テラス211号
破産者　岡田内装こと　岡田　将彰
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６２号
愛知県春日井市上条町６丁目35番地11
破産者　小西　克家
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７８号
愛知県弥富市鯏浦町西前新田119番地１　Ｌｉｆｅ　Ｃｏｒｅ119―306
破産者　松村　仁沢
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６号
京都市伏見区下鳥羽南三町44番地　田中マンションⅡ301号、破産手続開始決定時の住所京都府京丹後市丹後町徳光531番地
破産者　岡崎富士夫
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第７５号
神戸市垂水区小束山２丁目16番地の５、従前の住所神戸市垂水区星が丘１丁目１番21号
破産者　小林由美子
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２号
神戸市灘区篠原中町３丁目３番23号　吉井コーポ、従前の住所神戸市灘区稗原町２丁目３番22号　稗原マンション
破産者　藤原　一子
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８８号
北海道旭川市住吉６条２丁目８番36号　コットンハウス７―107号室、開始決定時の住所北海道旭川市春光台３条８丁目３番地の９
破産者　宮本　和幸
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
北海道旭川市神居５条20丁目45番地の26
破産者　原　　秀一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
北海道旭川市東光５条５丁目５番９号　メゾンドＪＵＮパートⅡ203号
破産者　今野　明男
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３０号
青森市大字久栗坂字浜田1037番地２　めぐみの家２－１
破産者　吉田　勇夫
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
岩手県花巻市二枚橋第５地割77番地
破産者　高橋　啓一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１号
秋田県大仙市大沢郷宿字粮沢17番地２
破産者　堀江千代美
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第２９７１号
神奈川県海老名市中央３丁目５番３―902号
破産者　藤本　奈保
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６号
相模原市南区南台４丁目12番54―701号
破産者　池田　嘉和
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６７号
相模原市南区南台４丁目12番54―701号
破産者　池田　愛子
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１３３号
富山県南砺市福光1640番地
破産者　武田　国康
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産債権の届出がすべて取り下げられた。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部